

要求水準書補足資料：マテリアルリサイクル推進施設

見積設計図書等の作成の際には、下記の点に留意願います。なお、本資料の記載内容は、要求水準書に優先します。

- ① エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設は別工事として整備されますが、同時期に発注（令和元年度）し、また同時期の着工（令和3年度）及び竣工（令和5年度）を予定しています。なお、天理市関連の施設工事は令和4年度中頃から5年度を予定しています。なお、両工事が近接して行われますので、設計協議段階からの事前の調整等をお願いします。
- ② 天理市関連の施設工事と本事業は別工事として行いますが、造成工事のみ、天理市事業用地を含めて行うことになっていきますのでご注意ください。
- ③ エネルギー回収型廃棄物処理施設で発生する残土はマテリアルリサイクル推進施設の造成工事で利用します。土の運搬・管理等の所掌は要求水準書に規定があるので、それに従ってください。なお、搬入土量は現時点では1万 m^3 を予定しています。
- ④ 防災調整池に関して、下記事項を遵守願います。なお、防災調整池は本組合事業用地（約1.6ha）、天理市事業用地（約0.6ha）をそれぞれの事業用地で整備します。
 - ・ 両防災調整池とも受注者が整備を行う。
 - ・ 防災調整池の設置は1ha以上の開発基準に準拠するものとし、必要容量は1ha当たり雨水585 m^3 、堆砂量15 m^3 とする（トレンチ、浸透性舗装などの緩和措置は認められない）。
 - ・ 許容放流量は0.1 $m^3/s/ha$ とする。オリフィスは2段オリフィスで、下段は0.033 m^3/ha 、上段は0.067 m^3/ha （詳細は県HP掲載の基準等参照）
 - ・ 余水吐きについては、構造によって異なるが、ダム式の場合は100年確率とする。（詳細は県HP掲載の基準等参照）
- ⑤ エネルギー回収型廃棄物処理施設の排ガス濃度状況等（環境モニタリングデータ表示盤）を4箇所に掲示することを予定しています。表示盤等の設置者はエネルギー回収型廃棄物処理施設側ですが、この内、本施設入口及び管理棟への設置が予定されていますので、事前の調整及び工事への協力をお願いします。
- ⑥ 同じくエネルギー回収型廃棄物処理施設の運転状況データ（焼却量、発電量等）表示並びにITVのモニター等をマテリアルリサイクル推進施設管理棟本組合職員事務室に設置することになっています。工事主体はエネルギー回収型廃棄物処理施設側ですが、事前の調整及び工事への協力をお願いします。
- ⑦ エネルギー回収型廃棄物処理施設の見学者通路等に配置する展示物等の設置主体はエネルギー回収型廃棄物処理施設側ですが、具体的な展示物の配置場所や展示品、展示方法等についてはエネルギー回収型廃棄物処理施設と統一感を出す為、設計協議の段階でマテリアルリサイクル推進施設側の啓発担当者がアドバイスしながら進めることとなります。
- ⑧ 受注後の実施設計業務において、マテリアルリサイクル推進施設用地及び天理市事業用地に関係する解体工事・宅地造成工事費をそれぞれ積算願います。